

■ 漁港建設業の担い手として外国人材を受け入れていくために (一社) 全日本漁港建設協会

■ 建設分野特定技能制度の背景

令和元年4月、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野：建設業などの14分野）について、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新しい在留資格（特定技能）が創設されました。

建設分野においては、建設分野における担い手不足の解消や生産性向上のため、外国人材を特定技能外国人として確保し、現場を支える技能労働者として適正かつ円滑に受け入れ、育成することを目的として、**（一社）建設技能人材機構（以下、JACという）**が設立され、**外国人労働者の教育訓練や特定技能1号評価試験の実施、職業紹介や説明会の開催といった事業を展開**しています。

JAC(特定技能外国人受入事業実施法人)について

国土交通省

- ・建設技能者全体の処遇改善
- ・低賃金・保険未加入・劣悪な労働環境等のルールを守らない**ブラック企業の排除**
- ・失踪・不法就労の防止

(一社) 建設技能人材機構 (JAC)

- 特定技能外国人の受入れに関する専門工事業団体及び元請建設業者団体により、2019年4月1日に設立された。
- 国土交通大臣により**特定技能外国人受入事業実施法人**として登録。

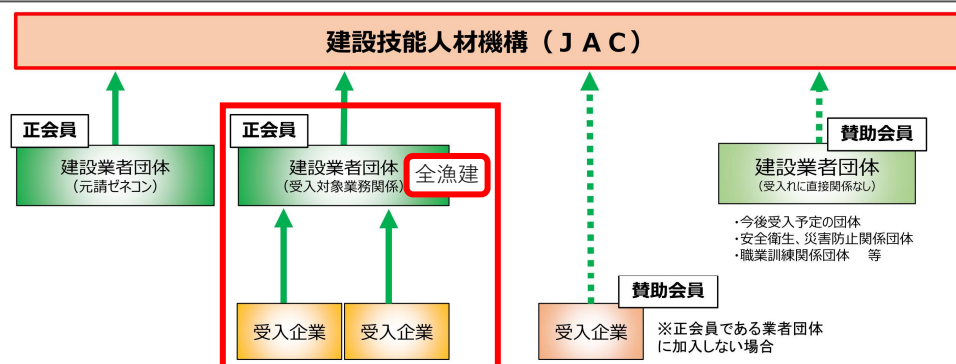
理事長：三野輪 賢二 (一社) 日本型枠工事業協会 会長
正会員：55団体
賛助会員：(1団体、2,946社) (2025.8現在)

- 全員加入、公平負担の原則の下に受入れ企業から徴収する負担金により事業を実施。

受入負担金：特定技能外国人1人あたり1.25～2万円/月
会費：① JACに間接的に加入する場合（正会員団体への加入） 会費不要
② JACに直接的に加入する場合（賛助会員として加入） 24万円/年

JAC、全漁建、受入企業の関係

- JACは、**正会員（議決権あり）**と**賛助会員（議決権なし）**により構成
- 特定技能外国人を受け入れるに当たり、受入企業は、**JACの正会員である建設業者団体の会員**となるか、**JACの賛助会員**となるが必要（いずれになるかは**選択可**）



建設業者団体は、以下のいずれかの形でJACに加入
・特定技能外国人の受入れに直接関係あり → **正会員**
・特定技能外国人の受入れに直接関係なし → **賛助会員**

受入企業は、以下のいずれかの形でJACに加入 **（選択可）**
・正会員である建設業者団体の会員
・JACの賛助会員

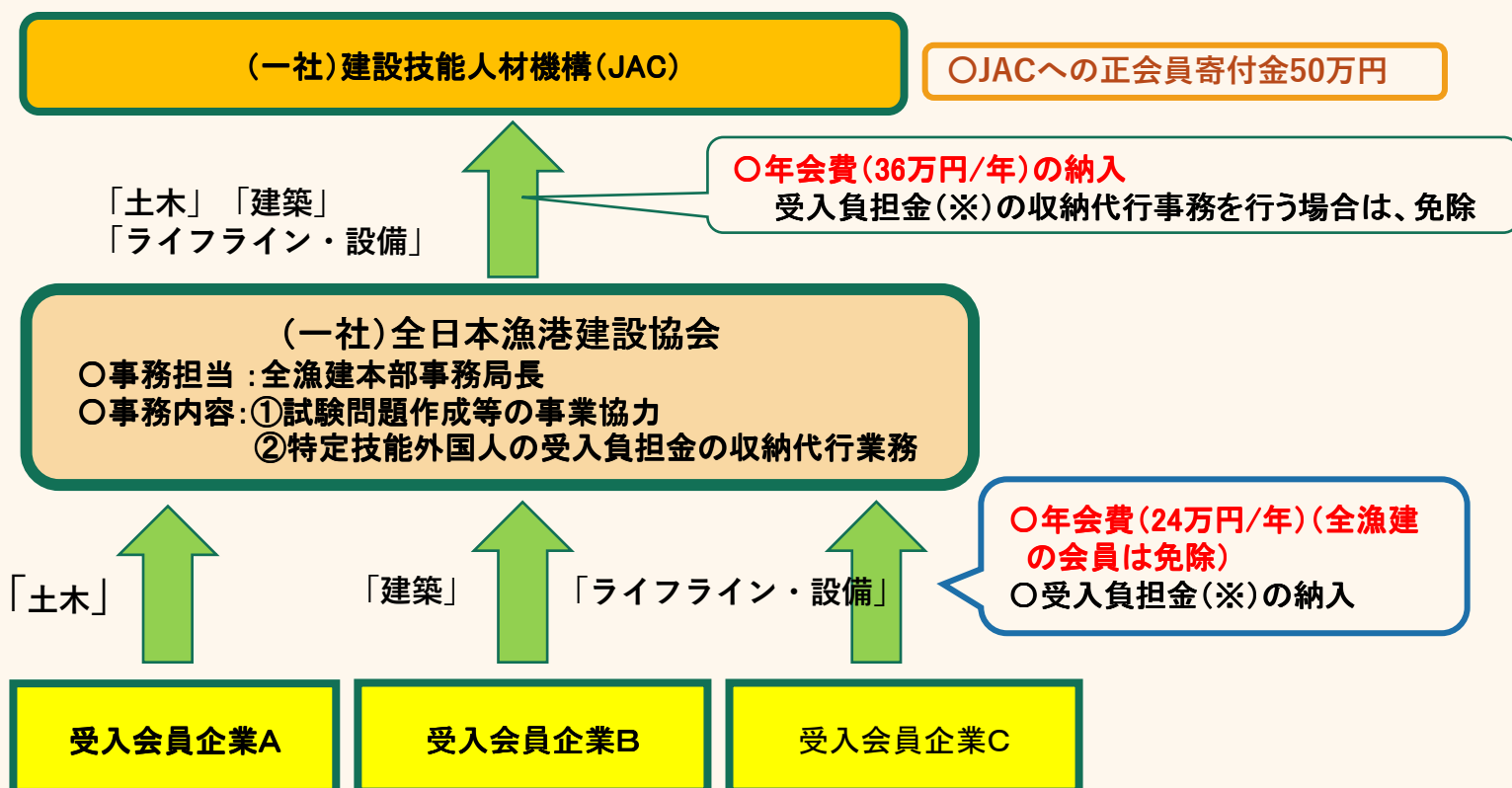
■ (一社) 全日本漁港建設協会の取組み

(一社) 全日本漁港建設協会は、海上以外の工事にも広く対応可能な「多能工」的な職種を求める声が会員から多くあったことから、業務区分19のうち多能工な職種として設けられた業務区分「土工」において、漁港漁場関係工事が対応できるように措置するとともに（令和4年8月、業務区分が3区分に再編）、**令和2年6月4日にJACに加入**し、会員による特定技能外国人の受入れを支援してきたところです。

JACの正会員が支払う年会費については、特定技能外国人受入企業がJACに支払う**受入負担金**の収納事務を当協会が代行して行うことにより、**免除**されています。また、**特定技能外国人を受入れている会員の年会費**については、JAC正会員である当協会の傘下企業であることから、**免除**されています。

このため、特定技能外国人受入れにあたって**地方整備局に申請する「建設特定技能受入計画」**には、JACに加入していることを証する書類が必要となるため、**当協会から受入会員企業に「会員証明書」を発行**いたします。

※地方整備局に申請する「建設特定技能受入計画」の添付書類については、後掲「受入計画 オンライン申請添付書類一覧」を参照



※ 受入企業の受入負担金（令和6年7月以降）

対象となる特定技能外国人	受入負担金の月額
1号特定技能外国人	12,500円

■ 建設分野特定技能制度について

特定技能外国人の活動内容は、特定産業分野であって、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する在留資格を特定技能1号、熟練した技能を要する業務に従事する在留資格を特定技能2号に区分されています。

	特定技能1号	特定技能2号	(参考) 技能実習
在留期間	1年, 6か月又は4か月ごとの更新, 通算で上限5年まで	3年, 1年又は6か月ごとに更新し、上限はない	技能実習1号 : 1年以内 技能実習2号 : 2年以内 技能実習3号 : 2年以内 (合計で最長5年)
技術水準	試験等で確認(技能実習2号を良好に修了した外国人などは試験を免除)	試験等で確認	求めない
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認(技能実習2号を良好に修了した外国人は試験を免除)	試験等での確認は不要	求めない
家族の帯同	基本的に認めない	要件を満たせば可能(配偶者, 子)	認めない
転籍・転職	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能	同左	原則不可。ただし, 実習実施者の倒産等やむを得ない場合や, 2号から3号への移行時は転籍可能
支援機関	個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う支援機関あり(出入国在留管理庁による登録制)	同左	なし

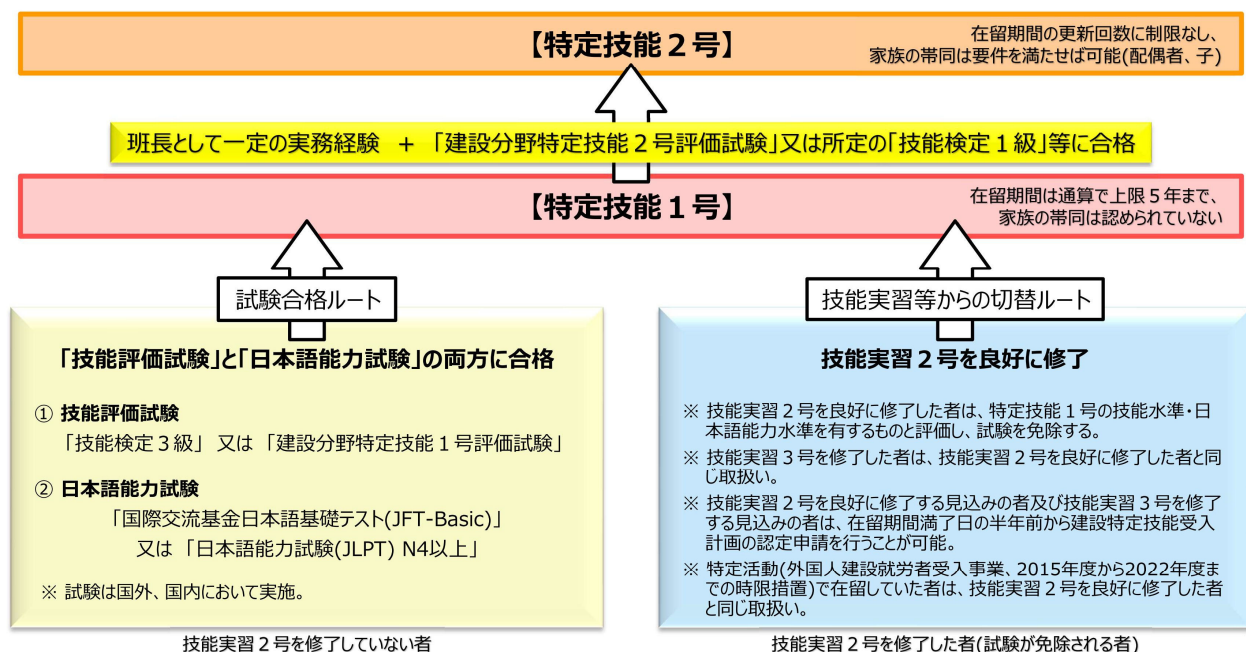
■ 在留資格取得のルート

特定技能1号として在留資格を得るためのルートには、「試験合格ルート」と「技能実習等からの切替ルート」の2通りの方法があります。

特定技能制度における外国人材のキャリアパス(イメージ)



- **特定技能1号** : 在留期間は通算で**上限5年**まで、家族の帯同は認められていない
在留資格を得るためには、「試験合格ルート」と「技能実習等からの切替ルート」の2通りの方法がある。
- **特定技能2号** : 在留期間の更新回数に**制限なし**、家族の帯同は要件を満たせば可能(配偶者、子)
在留資格を得るためには、所定の試験への合格及び班長として一定の実務経験等が必要。



■ 試験合格ルートについて

特定技能1号として在留資格を得るためのルートには、「試験合格ルート」と「技能実習等からの切替ルート」の2通りの方法があり、そのうち、「試験合格ルート」は3区分（土木、建築、ライフライン・設備）ごとに、特定技能評価試験が実施されています。

特定技能1号の在留資格を取得するためには、特定技能1号評価試験に合格することに加え、日本語試験に合格することが必要です。

また、特定技能2号の在留資格を取得するためには、特定技能2号評価試験に合格することに加えて、班長又は職長として、国土交通省の定める期間（0.5～3年）の実務経験が必要となります。

試験範囲とサンプル問題、勉強資料、参考資料は、JACのホームページに掲載されています。<https://jac-skill.or.jp/exam/>

■ 1号評価試験（学科試験）30問のサンプル問題

第1問

作業開始前に毎日行われる、すべての作業員が集まるミーティングを何というか。

さぎょう かいし まえ に まいにち おこなわれる、すべての さぎょう いん が あつまる みーていんぐ を なん という か。

1. 朝礼（ちょうれい）
2. ラジオ体操（らじお たいそう）
3. 安全唱和（あんぜん しょうわ）

こたえ 1

第23問

以下の文章の（ ）に入る言葉を選びなさい。

（ ）は、鉄筋と鉄筋のつなぐ部分を加熱して、軸方向に圧力をかけて接合する工法である。

いかのぶんしょうの（ ）にはいることば を えらびなさい。

（ ）は、てっきんと てっきんの つなぐ ぶぶん を かねつ して、じくほうこうにあつりよく を かけて せつごう する こうほう である。

1. 溶接継手（ようせつ つぎて）
2. ガス圧接継手（がすあつせつ つぎて）
3. 重ね継手（かさね つぎて）

こたえ 2

■ 1号評価試験（実技試験）20問のサンプル問題

第2問

写真の機械の名前はどれか。

しゃしんの しかいの なまえ は どれか。

1. グラブ浚渫船（ぐらぶ しゅんせつ せん）
2. 揚錨船（ようびょう せん）
3. 引船（ひきふね）
4. 土運船（どうん せん）

こたえ 2



第10問

型枠工事において、型枠の補強が不十分で型枠が壊れ、生コンが流れ出すことを何 というか。

かたわく こうじ において、かたわくの ほきょう が ふじゅうぶん で かたわく が こわれ、なまこん が ながれだすこと を なんというか。

1. 解体（かいたい）
2. パンク（ぱんく）

こたえ 2

■ 技能実習等からの切替ルートについて

令和4年8月30日、**業務区分**が19区分と細分化されていたことから、**3区分（土木、建築、ライフライン・設備）**に統合する等の改正が行われ、業務範囲が大幅に拡大されました。

これにより、**技能実習2号を良好に修了した外国人、又は技能実習3号を修了した外国人が特定技能外国人として従事する場合、技能実習の職種（作業）と特定技能の業務区分が対応しているときは特定技能評価試験及び日本語試験が免除となります。**

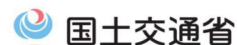
例えば、「型枠施工」の技能実習2号を良好に修了した外国人は、特定技能の業務区分「土木」又は「建築」で従事する場合、特定技能評価試験及び日本語試験が免除となり、在留資格の変更（技能実習生→特定技能）により在留することが可能となります。

技能実習の各職種がどの業務区分に対応しているかについては「技能実習の移行対象職種と業務区分との対応」を参照、また、技能実習の職種（作業）と業務区分（土木）の対応については「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領－建設分野の基準について－」を参照願います。

ここでいう「**技能実習2号を良好に修了**」とは、技能実習を2年10か月以上修了し、次のいずれかを満たすことです。

- ①技能検定3級又は技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していること。ただし、技能実習の職種（作業）が特定技能1号の業務区分に对应している場合は、試験免除となります。
- ②実習実施者が作成した評価調書により技能実習2号を「良好に修了」と認められること。

技能実習の移行対象職種と業務区分との対応



- 技能実習制度における移行対象職種のうち25職種が、建設分野における特定技能1号の在留資格を取得する際の試験免除の対象となっている。
- 各職種がどの業務区分に対応しているかについては、以下の表の通り規定されている。

	技能実習の 移行対象職種	特定技能 業務区分		
		土木	建築	ライフライン ・設備
1	さく井	○		
2	建築板金		○	○
3	冷凍空調和機器施工			○
4	建具製作		○	
5	建築大工		○	
6	型枠施工	○	○	
7	鉄筋施工	○	○	
8	とび	○	○	
9	石材施工		○	
10	タイル張り		○	
11	かわらぶき		○	
12	左官		○	

	技能実習の 移行対象職種	特定技能 業務区分		
		土木	建築	ライフライン ・設備
13	配管			○
14	熱絶縁施工			○
15	内装仕上げ施工		○	
16	表装		○	
17	サッシ施工		○	
18	防水施工		○	
19	コンクリート圧送施工	○	○	
20	ウェルポイント施工	○		
21	建設機械施工	○		
22	築炉		○	
23	鉄工	○	○	
24	塗装	○	○	
25	溶接	○	○	○

■ 特定技能 1 号（土木）の試験が免除となる技能実習 2 号

職種	作業
さく井	パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
建設機械施工	押土・整地作業、積込み作業、掘削作業、締固め作業
鉄工	構造物鉄工作業
塗装	建築塗装作業、鉄橋塗装作業
溶接	手溶接、半自動溶接

※ 「 特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領－建設分野の基準について－ 」
（平成 3 1 年 3 月法務省・国土交通省編） 別表 6-1（建設）

■ 特定技能 1 号（土木）の特定技能外国人が従事できる業務内容及び主に想定される関連業務

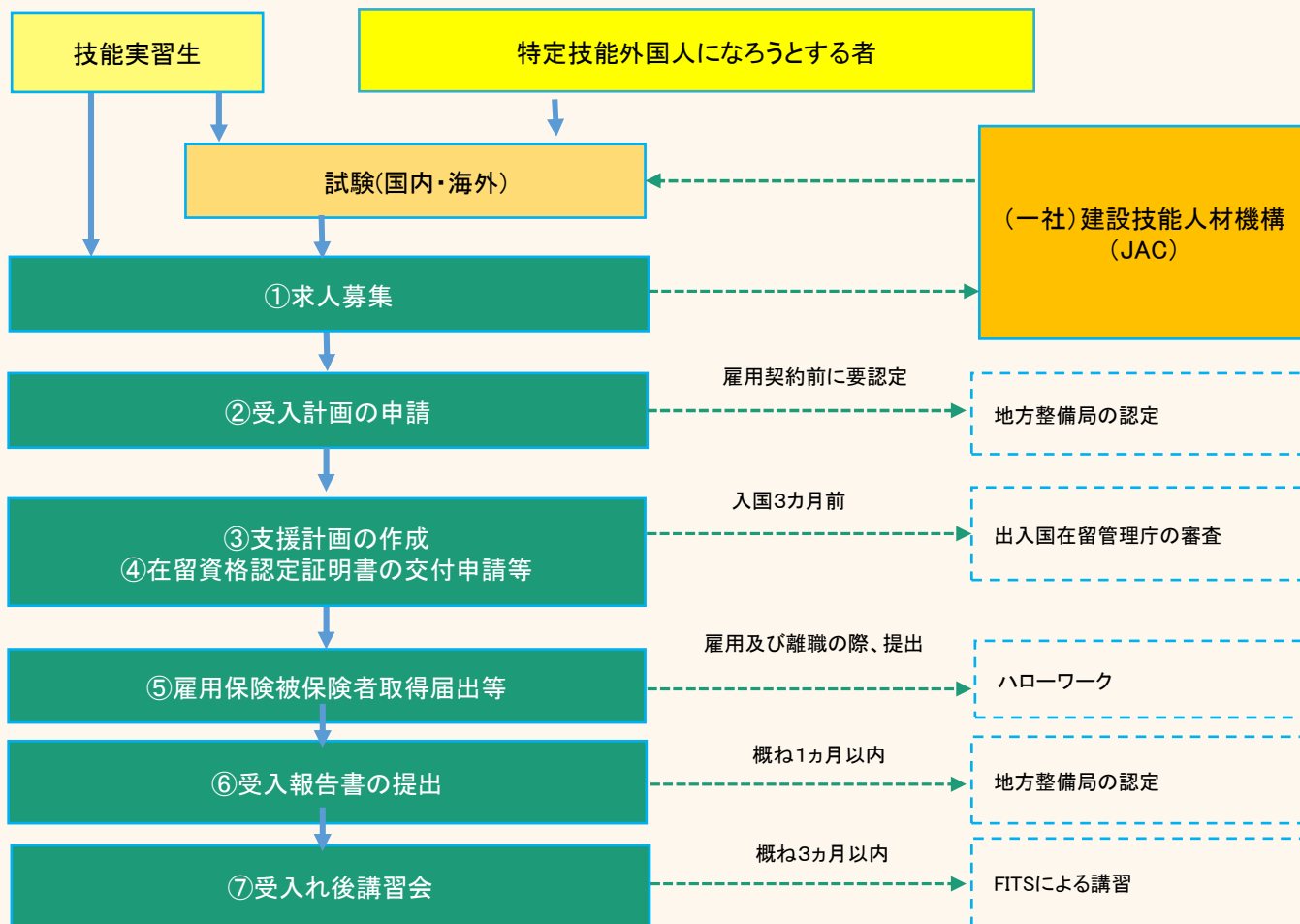
業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事
主な業務内容	① 型枠施工 ② コンクリート圧送 ③ トンネル推進工 ④ 建設機械施工 ⑤ 土工 ⑥ 鉄筋施工 ⑦ とび ⑧ 海洋土木工 ⑨ その他、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業
想定される関連業務	① 原材料・部品の調達・搬送 ② 機器・装置・工具等の保守管理 ③ 足場の組立て、設備の掘り起こしその他の後工程の準備作業 ④ 足場の解体、設備の埋め戻しその他の前工程の片付け作業 ⑤ 清掃・保守管理作業 ⑥ その他、主たる業務に付随して行う作業

※ 「 特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領－建設分野の基準について－ 」
（平成 3 1 年 3 月法務省・国土交通省編） 別表 6-2

※ 「土木施設」とは、一般に、土地に定着する工作物のうち建築物以外のものを広く含む概念であると解されており、道路、公園、河川堤防、港湾施設、空港滑走路等がその代表的なもの

※ 専ら関連業務のみに従事することは認められません。

■ 受入企業が行う一連の事務について



①求人募集

- ・ J A C では、特定技能外国人の受入れを希望する企業からの募集情報の掲載を受け付けています。以下の J A C のホームページの求人の申込みフォームより必要事項をお送りいただき審査の上、求人情報を掲載します。また、求職一覧に掲載している特定技能外国人のご紹介をします。なお、**求人情報の掲載、求職外国人の紹介について、手数料は一切かかりません。**

JACホームページ

<https://jac-skill.or.jp/job-matching/>

■ J A C による求人求職制度のしくみ



②建設特定技能受入計画の申請

- ・雇用契約締結前に受入計画を作成して地方整備局に申請し認定を受けます。
- ・建設特定技能受入計画の申請は、下記のアドレスから「外国人就労管理システム」にアクセスして申請します。

https://gaikokujin-shuro.keg.jp/gjsk_1.0.0/portal

- ・詳細は国土交通省の各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局へお問い合わせ下さい。

■ 受入計画 オンライン申請添付書類一覧

書類No.	書類名
1	登記事項証明書（ 履歴事項全部証明書 ）（申請日より3カ月以内発行のもの）
2	建設業許可証 （有効期限内のもの）
3	常勤職員数を明らかにする文書（ 社会保険加入の確認書類 ）
4	建設キャリアアップシステムの 事業者IDを確認する書類
5	特定技能外国人受入事業実施法人に加入していることを証する書類（ 会員証明書 ）
6	代理権を有することを証する書類 （代理申請を行う場合のみ）
7	ハローワークで求人した際の求人票（申請日から直近1年以内。建築・土木の作業員の募集であること）
8	同等の技能を有する日本人と同等額以上の報酬であることの説明書 （国土交通省ホームページからダウンロード）
9	就業規則及び賃金規程 （労働基準監督署に提出したものの写し。常時10人以上の労働者を使用していない企業にあって、これらを作成していない場合には提出不要）
10	同等の技能を有する日本人の 賃金台帳 （直近1年分。賞与を含む。）
11	同等の技能を有する日本人の 実務経験年数を証明する書類 （経歴書等。様式任意）
12	特定技能雇用契約書及び雇用条件書の写し（全員分）
13	時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定届）、変形労働時間に係る協定書、協定届、年間カレンダー（有効期限内のもの）
14	雇用契約に係る重要事項事前説明書（告示様式第2）（全員分）
15	建設キャリアアップシステムの 技能者IDを確認する書類

○書類No. 5「会員証明書」について

特定技能外国人受入れにあたって地方整備局に申請する「建設特定技能受入計画」には、JACに加入していることを証する書類が必要となるため、**当協会から受入会員企業に「会員証明書」を発行いたします。**

「会員証明書」が必要な場合は、ご連絡願います。

（一社）全日本漁港建設協会
東京都中央区八丁堀3丁目25番10号JR八丁堀ビル5階
TEL：03-6661-1155
担当：本田（e-mail：info@zengyoken.jp）

一般社団法人全日本漁港建設協会 会 員 証 明 書

会 員 名 ○○建設株式会社
代表者名 ○○ ○○
所 在 地 ○○県○○市○○1-2-3（番地まで。建物名省略）

上記企業は、当協会の会員であることを証明します。

令和○年○月○日

一般社団法人全日本漁港建設協会 ㊞

○書類No. 8「同等額以上の報酬であることの説明書」について

「同等額以上の報酬であることの説明書」の記載にあたり、受入れ企業が守らなければならない**特定技能雇用契約に係る賃金支払い基準（建設分野）**は、以下のとおりです。

特定技能雇用契約に係る賃金支払い基準（建設分野） 国土交通省
＝受入れ企業が守らなければならない主な項目

同等の技能を有する日本人と同等額以上

- ① **社内の同等技能の日本人**技能者との比較
(⇒経験年数の差で賃金に格差を設けることは可能だが、日本語能力を理由とした賃金の差別は認められない。最低賃金レベルは×)
- ② **同一圏域における建設技能者の賃金水準**と均衡を失っていないこと
(⇒各都道府県労働局において公表されているハローワークの求人求職賃金を参考に)
- ③ 大都市圏その他特定の地域への集中を防止する観点から、**全国の賃金水準との比較**も考慮

※このほか、

・同一企業内で受入れ実績のある**技能実習生**及び**外国人特定技能者**との比較の観点からも審査を行う。

安定的な賃金支払い

天候や受注状況によって報酬（基本給）が大きく変動しない支払方法（**月給制**）の採用

- ・休業時の休業手当（60%以上）支給
- ・天候による休業を有給処理しない

技能習熟に応じた昇給

- ①在留中の技能習得計画
- ②技能習得に応じた昇給（建設キャリアアップシステムの能力評価と連動）

○書類No. 15「建設キャリアアップシステムの技能者IDを確認する書類」について

建設特定技能受入計画の認定要件のひとつとして、**受入企業・1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステム（CCUS）への登録が必要です。**

JACでは、「CCUS手数料支援」として、特定技能外国人を雇用する事業者の管理者ID利用料、特定技能外国人の能力評価手数料を全額支援しています。

特定技能外国人等の「建設キャリアアップシステム（CCUS）」への資格・就業履歴の蓄積促進支援制度を創設し、**令和6年度まで、CCUSの管理者ID利用料（11,400円）、能力評価手数料（4,000円）の全額を支援**していました。

令和7年度より、これらに加えて**支援対象企業**（日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会の傘下受入企業（元請））に、**事業者登録更新料（48,000円上限）、カードリーダー購入費（60,000円上限）、現場利用料（タッチ費用、250,000円上限）**を支援しています。



③特定技能外国人支援計画の作成

- ・ **支援計画を作成**し、在留資格認定証明書の交付申請又は在留資格変更許可申請の際、**出入国在留管理庁に提出**します。
- ・ 支援計画は、**省令で定められた10項目の実施内容・方法等を記入**します。
- ・ 支援計画実施の全部又は一部を登録支援機関に委託することができます。
- ・ 受入企業の求めに応じて、10項目のうち、①④はFITSが適正費用で実施、⑦⑨はJACが無償で実施します。
- ・ JAC: (一社) 建設技能人材機構、FITS: (一財) 国際建設技能振興機構への一部依頼についての詳細は、JAC (0120-220353) にお問い合わせ下さい。

■ 外国人支援計画 10項目

①事前ガイダンス

- ・ 雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

- ・ 入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
- ・ 帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

- ・ 連帯保証人になる・社宅を提供する等
- ・ 銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

- ・ 円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

- ・ 必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

- ・ 日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

- ・ 職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

- ・ 自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

- ・ 受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

- ・ 支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



④在留資格認定証明書の交付申請等

- ・ 試験合格者などの外国人を日本に招へいする場合には、**受入企業は出入国在留管理庁に在留資格証明書の交付申請**を行い、その証明書を外国人に送付します。在日外国人は、自ら出入国在留管理庁に在留資格変更許可申請を行います。
- ・ 受入計画の認定前でも交付申請等は可能ですが、認定証の交付及び在留許可の変更許可を受ける際には、受入計画の認定証の写しが必要です。
- ・ 在留資格認定証明書等の書類の書き方や手続きなどの詳細は、出入国在留管理庁にお問い合わせ下さい。

⑤雇用保険被保険者資格取得届等

雇用及び離職の際、**雇用保険者資格取得届等をハローワークに提出**します。

⑥受入報告書の提出

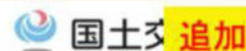
- ・ **受入れ後**、概ね1カ月以内に受入報告書を下記のアドレスから「**外国人就労管理システム**」に**アクセスして報告**します。
https://gaikokujin-shuro.keg.jp/gjsk_1.0.0/portal
- ・ 詳細は、国土交通省の各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局にお問い合わせ下さい。

⑦受入れ後講習

「受入れ後講習」は、在留資格「特定技能」として、建設分野での就労をスタートさせる外国人のために、一般財団法人国際建設技能振興機構（FITS）主催で、受入れ後講習を実施しています。この講習は、建設分野の特定技能外国人が、自分たちに関わる受入れや保護の仕組みを理解し、安心して、また目標をもって仕事に打ち込むことができることを目的としており、国土交通大臣から建設特定技能受入計画の認定を受けた受入企業は、特定技能外国人の受入れ後、原則6か月以内に、特定技能外国人にこの講習を受講させることが義務付けられています。

令和5年3月以降実施される講習については、受講料（15,400円/人）をJACが全額負担しています。

（一財）国際建設技能振興機構（FITS）について



- （一財）国際建設技能振興機構（FITS）は、平成27年に、「外国人建設就労者受入事業※」において受入建設企業等に対し巡回指導その他の業務を行う「制度推進事業実施機関」として設立されました。
※令和5年3月31日に終了
- 現在は、国土交通大臣が建設分野における特定技能外国人の適正な就労環境を確保するための業務を行う能力を有する者と認めた「適正就労監理機関」として、以下の業務を行っています。

一般財団法人国際建設技能振興機構（FITS） Foundation for International Transfer of Skills and Knowledge in Construction

主な業務内容

① 特定技能外国人の受入企業に対する巡回訪問その他の方法による指導及び助言（巡回指導等）

全ての受入企業に対し、原則として1年に1回以上、巡回訪問を実施し、指導及び助言を行う。

📍 ポイント：受入企業の基準

適正就労監理機関の巡回指導等に必要な協力を行うことが、受入企業の基準となっています。



② 母国語相談ホットライン業務

建設分野の特定技能外国人に対する支援として、7つの言語（中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、英語、クメール語、ミャンマー語）での相談に対応。



③ 受入れ後講習（特定技能スタートアップセミナー）

建設分野で就労を開始する全ての1号特定技能外国人のために講習会を実施。

📍 ポイント：受入計画の認定要件

1号特定技能外国人の受入れ後、概ね3か月～6か月の間に当該外国人に対し受入れ後講習を受講させることが、受入計画の認定要件となっています。



巡回指導の風景



受入れ後講習の風景

母国語ホットライン相談窓口 （ホットラインカード）

KONSULTASI HOTLINE FITS

Lembaga Umum Penelitian Ilmu dan Keterampilan Internasional di Bidang Konstruksi atau FITS (Foundation of International Transfer of Skills and Knowledge in Construction) menyediakan saluran hotline untuk konsultasi melalui telepon, faksimile, dan email bagi para pekerja konstruksi asing Keterampilan Khusus di Jepang.

Jadwal Pelayanan Konsultasi dalam Bahasa Indonesia

- Hari Konsultasi : Hari Minggu, Senin dan Kamis
(kecuali hari libur kerja/libur nasional)
- Waktu Konsultasi : Pukul 10:00 sampai dengan 18:00
(tidak termasuk istirahat siang pukul 13:00~14:00)
- Nomor Telepon Bebas Pulsa : 0120-303-863
- Nomor Faksimile: 03-5205-8889
- Alamat E-mail : hotline@fits.or.jp

*FITS merupakan lembaga umum yang didirikan untuk mendukung aktivitas para pekerja konstruksi asing dan semua pihak yang terlibat dalam proses penerimaan para pekerja tersebut.

ホットラインカード

■ J A Cによる特定技能外国人受入れ支援

■ 就労を希望する外国人への研修等に対する支援事業

建設技能人材機構（JAC）では、就労を希望する外国人に対して、**正会員団体が実施する職種説明会、採用活動、基本的な技能に関する研修・講習の実施を支援**しています。

「就労を希望する外国人への研修等に対する支援事業」（JAC）

以下の①～③のいずれかの事業を実施する正会員団体に対し、その経費を**JACが負担**。

- ① 就労を希望する外国人（試験合格者を含む）に対する**研修・講習**
- ② 就労を希望する外国人（試験合格者を含む）に対する**職種の周知活動や採用活動等**
- ③ ①及び②を一体的に実施



スリランカにおける日本語、機械メンテナンス、重機オペレーションの授業風景

■ 全漁建による支援事業（検討中）

当協会では、会員企業における担い手不足対策を支援するため、「就労を希望する外国人への研修等に対する支援事業」（JAC）を活用したプログラムを**検討中**です。

全漁建による「就労を希望する外国人への研修等に対する支援事業（JAC）」の活用例

- ① 全漁建内に**外国人受入研究会（仮称）の設置**を検討
- ② 全漁建（外国人受入研究会（仮称）を含む。）は、海外において、就労を希望する外国人への職種説明会、採用活動、基本的な技能に関する研修・講習を実施
- ③ 全漁建職員等の旅費・宿泊費、会場借上費等必要経費は、JACが全額負担

就労を希望する外国人への研修等に対する支援事業

（一社）建設技能人材機構（JAC）

経費の全額負担

（一社）全日本漁港建設協会

就労を希望する外国人（試験合格者を含む）に対する研修・講習、職種の周知活動、採用活動等

職業訓練校、工業高校等

〇〇〇共和国における職種説明会プログラム（イメージ）

1日目 入国
2日目～3・4日目 職種説明会等
（プログラムの例）

（1日目）○開会・挨拶

○「日本における漁港漁場整備について」

: 全漁建

○「各社の概要、事業内容及び労働環境について」

: 会員各社

○「特定技能外国人制度の概要」

: 外部講師

○意見交換等

○閉会

（2日目）○訓練学校等現場視察

○意見交換等

最終日

帰国

■ スキルアップ技能研修に対する支援事業

就職している特定技能外国人及び将来特定技能外国人として雇用する予定のある技能実習生に対して、**正会員団体が技能・技術等の向上を目指してスキルアップ技能研修（技能検定合格を目指した能力向上研修等）を実施する場合に、正会員団体に対して、その経費をJACが負担します。**



■ 特別教育・技能講習等に対する支援事業

就職している特定技能外国人及び将来特定技能外国人として雇用する予定のある技能実習生に対して、**正会員団体の会員企業又はJAC賛助会員が特別教育・技能講習等を受講させ資格を取得させた場合には、その経費をJACに直接請求できます。**

この支援事業は、厚生労働省の建設労働者技能実習コースを受講し、中小企業建設事業主として経費助成を受けた場合を対象とし、当該助成経費部分を除きJACが負担します。（参照：建設事業主等に対する助成金パンフレット）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000201717_00006.html

■ 特定技能外国人のスキルアップと働きやすい職場づくり支援

JACは、**無料の安全衛生教育や日本語講座をはじめ、受入れに関する各種費用の支援**など、コスト削減につながるサービスを行っています。

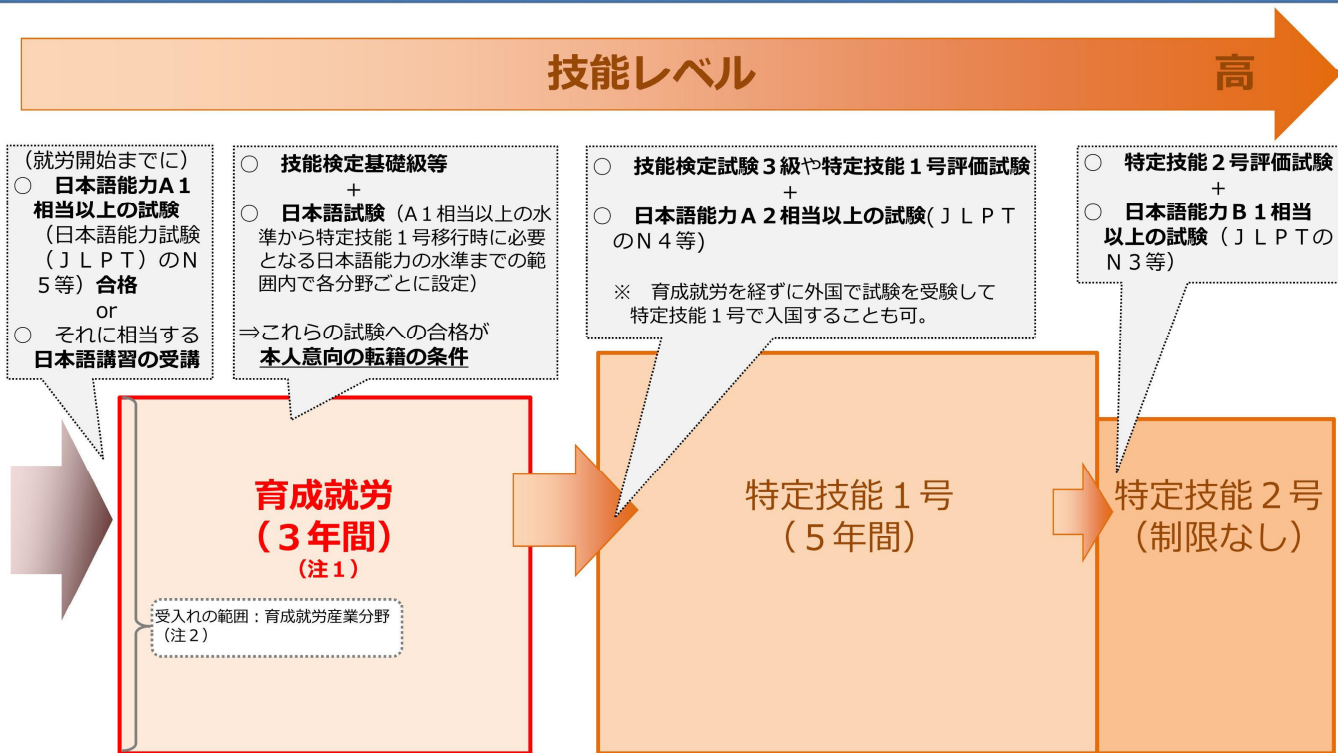
オンライン特別教育・技能講習	日本語講座
受入企業の技能実習生も対象 受講無料!母国語対応! オンライン特別教育と技能講習 オンライン特別教育:フルハーネス型安全帯使用作業特別教育と、足場の組立等の業務に係る特別教育 技能講習:玉掛け技能講習(1t以上)と、車両系建設機械運転技能講習(3t以上)などの無料の安全衛生教育を実施しております。 オンライン特別教育についてのお問合せ → 0120-36-5378 月～金(土日祝日・年末年始除く) 8時30分～17時00分	受入企業の技能実習生も対象 母国語で学ぶ日本語講座を拡充! 合格のための日本語講座やスマホアプリ(e-Learning)などもご用意! 資格取得を目指すコースや会話重視のコースなど、様々なコースを、オンライン・オフライン(教室)、平日夜・日曜、場所・時間で選択可能!ビデオ教材で時間制約なく学習できるe-Learningスマホアプリのコースなども幅広くご用意しております。 日本語講座についてのお問合せ → 0120-220353 月～金(土日祝日・年末年始除く) 9時00分～17時30分
特定技能外国人一時帰国支援制度	CCUS手数料支援制度
2号特定技能外国人も対象 特定技能外国人 1人8万円2回まで を支援 JACでは外国人の一時帰国にかかる費用を一定額支援しております。支援金は1人につき8万円(1人2回限り)。1号に加え、受入企業の2号特定技能外国人も対象とします。 一時帰国支援についてのお問合せ → 0120-056-045 月～金(土日祝日・年末年始除く) 9時00分～17時30分	令和5年度手数料から対象 CCUS手数料を 全額支援申請は こちら! 特定技能外国人の受入には建設キャリアアップシステム(CCUS)への事業者登録などが必要です。JACでは事業者の管理者ID利用料と、能力評価手数料を全額支援しています。 CCUS手数料支援についてのお問合せ → 0120-220353 月～金(土日祝日・年末年始除く) 9時00分～17時30分
特定技能外国人補償制度	
全ての受入企業が補償制度の対象 万が一のときに。無料で使える 政府労災上乗せ補償 受入企業が特定技能外国人に対して、規程に従い給付した見舞金に相当する金額は、JACが加入する保険契約に基づき、受入企業から保険会社へ保険金請求が可能です。 規程・補償制度についてのお問合せ → 0120-514-049 月～金(土日祝日・年末年始除く) 9時00分～17時30分	

■ 育成就労制度

これまでの技術移転による国際貢献を目的とした「**技能実習制度**」が見直され（令和6年6月21日公布）、人材確保及び人材育成を目的とする「**育成就労制度**」が新たに創設されました（令和9年4月施行予定）。

育成就労制度施行後は、原則、技能実習生として入国できません。

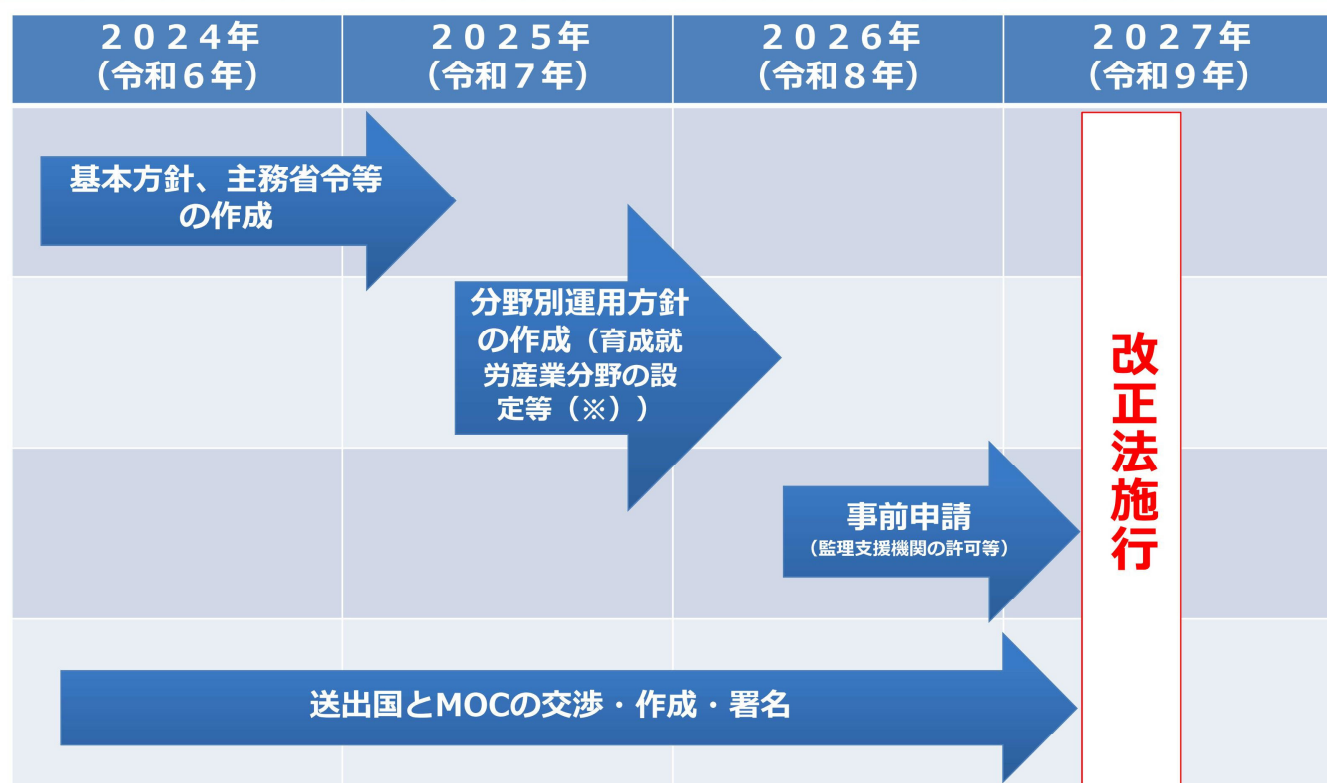
育成就労制度及び特定技能制度のイメージ



(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

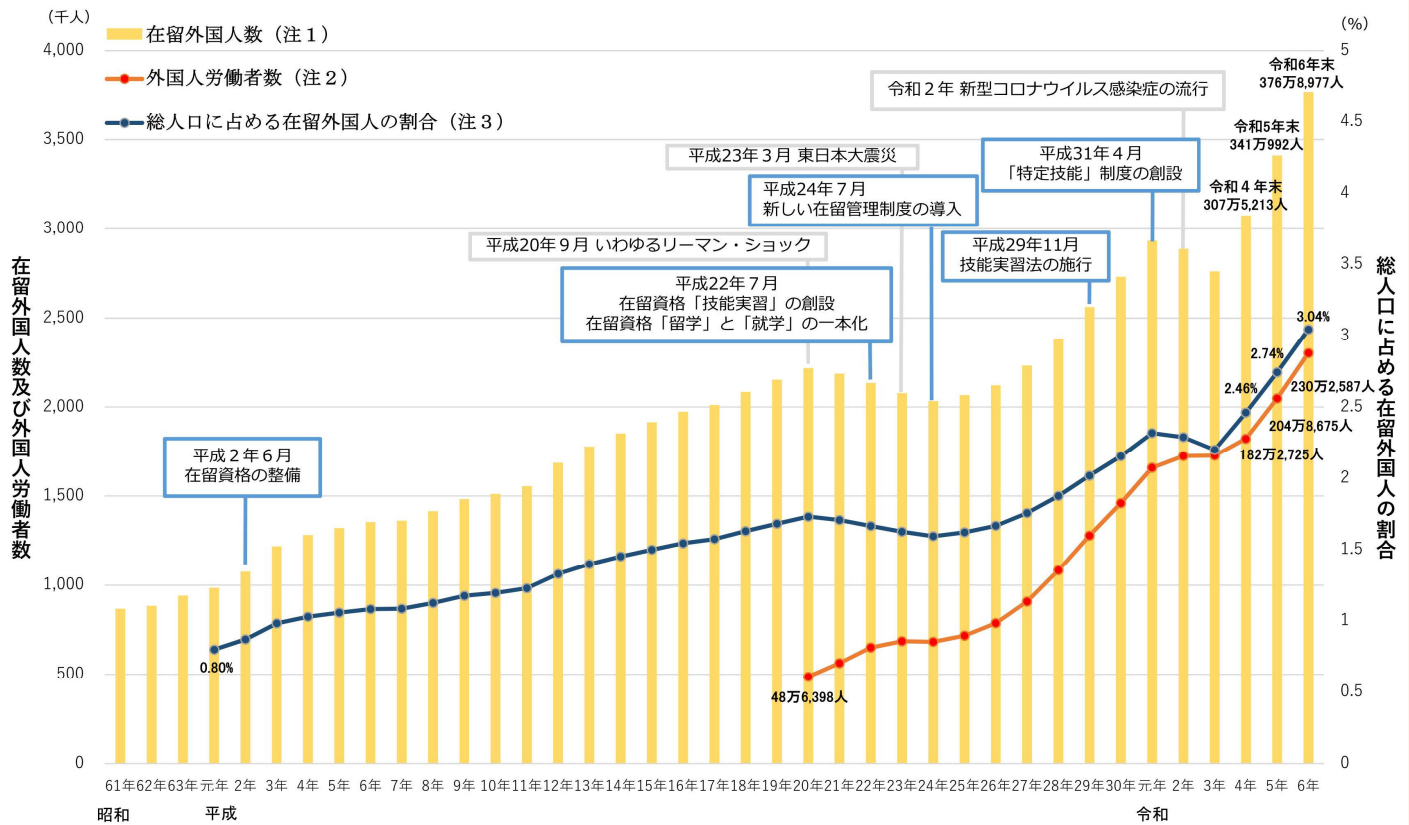
(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

施行までのスケジュール (予定)



※ 育成就労産業分野・特定産業分野の設定は、必要に応じて、改正法施行までの間にも行う。

在留外国人数及び外国人労働者数の推移



（注1）平成23（2011）年までは法務省入国管理局（当時）「（旧）登録外国人統計」（12月末現在）に、平成24（2012）年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」（12月末現在）に基づく。

（注2）厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」（各年10月末現在の統計）に基づく（外国人雇用状況の届出制度は、平成19（2007）年10月1日から開始されているため、平成20（2008）年以降の推移を示している。）。

（注3）総人口は、総務省「人口推計」（各年10月1日現在の統計）に基づく。

在留資格一覧表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注1）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注1）介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空・宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食品製造業、外食業、林業、木材産業（令和6年3月29日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（注2）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

（注2）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

当協会では、**外国人向けの職種説明会、採用活動等のための動画**（以下は抜粋した静止画）を作成しています。以下の当協会のホームページに掲載していますのでご覧ください。
<https://zengyoken.jp/activity/modernize/support.html>

Fishing port construction

All Japan Fishing Port Construction Association

Japan Association for
Construction Human Resources

1. Block production and installation

2. Concrete pouring

Once the formwork is assembled, concrete is poured into it, and scaffolding is set up so that technicians can work on it. The scaffolding has handrails to protect technicians from falling.

1. Block production and installation

Japan Association for
Construction Human Resources

3. Formwork removal

After pouring the concrete into the formwork, the next step is to wait until the concrete hardens. Although it varies depending on air temperature and other factors, the strength of concrete will be achieved in a period of 4 to 7 days.

1. Block production and installation

Japan Association for
Construction Human Resources

8. Completion of block installation

Block installation is complete. The block on the left that looks white is a newly installed block. This reduces the force of the waves and prevents them from overtopping the breakwater. This allows fishing boats to anchor in the port with peace of mind.

We are revitalizing regions through the construction of fishing ports. We're looking forward to the day when we can work with you all in Japan.

We are revitalizing regions through the construction of fishing ports. We're looking forward to the day when we can work with you all in Japan.

（一社）全日本漁港建設協会

東京都中央区八丁堀 3 丁目 2 5 番 1 0 号 JR 八丁堀ビル 5 階

TEL : 03-6661-1155

担当 : 事務局長 本田 (e-mail : info@zengyoken.jp)